

令和4年度 第2回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和5年3月15日（水）午前10時
オンライン会議

1 開会

2 議事

産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の実施計画について

3 閉会

○ 会議資料

資料1 産業廃棄物処理指導に係る令和5年度の実施計画について

別紙1 PCB廃棄物に係る令和4年度以降の動向について

別紙2 産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の導入について

別紙3 産廃チェック制度の見直しについて

別紙4 排出事業者向けポータルサイトのサイトマップ案

別紙5 啓発用の冊子、リーフレット等

資料2 補足資料（制度、施策等の概要）

資料3 プラスチックの資源循環に係る本市の実施計画の体系図（令和5年度）

産業廃棄物処理指導に係る令和 5 年度の取組計画について

1 排出事業者に対する取組

(1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

関連する
指針の番号

ア 立入指導

多量排出事業場【補 1】、さんばい適正処理・3 R 等推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）【補 2】（注）に係る認定申請事業場、建設リサイクル法に係る届出現場などへの立入りを通じ、適正処理と 3 R の推進について指導する。

令和 5 年度は、多量排出事業場等への立入指導を継続するとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）やプラスチック資源循環戦略の目的の実現に向け、廃プラスチック類を多く排出する事業場等に対し、廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた取組への働き掛けを昨年度から引き続き行う。

注 制度改正により、令和 5 年度から名称を「産廃処理・3 R 等優良事業場認定制度（産廃チェック制度）」から「さんばい適正処理・3 R 等推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）」に変更する予定。

【令和 5 年度の取組】

- 多量排出事業場に対する定期的な立入指導（廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導を含む。）の実施 <継続> **1-1 1-2 1-3**
- さんばいチェック制度の「産廃適正処理・3 R 推進事業場」の認定申請のあった事業場に対する立入指導の実施 <継続>
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事の現場【補 3】に対する立入指導の実施 <継続>
- プラスチック資源循環促進法の指針に即した廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた情報収集及び啓発 <継続> **1-1 1-2 1-3**

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (12 月末現在)	令和 5 年度 (見込・計画)
多量排出事業場（廃プラスチック類を多く排出する事業場を含む）	4	3	12	20
産廃適正処理・3 R 推進事業場認定申請事業場	10	18	13	25
建設リサイクル法届出現場	47	41	31	50
地下工作物存置届出現場【補 4】	29	29	14	30

イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 **2-1 1-6**

不法投棄等の発生を防止するため、事業場外保管用地、重点監視地域等のパトロールを行うとともに、不適正処理事案に対する調査及び指導、悪質な事業者に対する改善命令等の対処をする。

【令和5年度の取組】

- 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補5】の監視 <継続>
- 重点監視地域【補6】に対する定期的なパトロールの実施 <継続>
- 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施 <継続>
- 関係機関との連携による路上検問の実施 <継続>
- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】 <継続>
- 不適正処理に対する指導等 <継続>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末現在)	令和5年度 (計画)
保管用地	届出件数	2	3	1	(注3)
	廃止件数	1	0	0	(注3)
	累積届出件数	47	50	51	(注3)
重点監視地域パトロール回数		週1~4回	週1~4回	週1~4回	週1~4回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週7回	週6回	週6回	週6回
	立入指導件数	12	12	10	(注4)
	一斉立入指導回数	1	1	1	1
路上検問回数		1	1	1	2
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	149	141	109	週3~4回
	検査件数(台数)	285	353	258	—
	指導件数(注2)	245	310	205	(注4)
不適正処理事案への指導件数		119	129	118	(注4)

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

3 保管用地の届出等については、計画件数は計上していない。

4 違反があった場合に行う指導については、計画件数は計上していない。

ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

(ア) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

令和4年度以降に新たに発見されたものに対し、環境省及びJESCOと連携し、令和5年度中に処理を完了させる。

【令和5年度の取組】

- 高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合の迅速かつ適正な処分に向けた対応 <継続>

(イ) 低濃度PCB廃棄物に対する取組

令和9年3月末の処分期限に向けて、国の動向を踏まえた取組を行う。

【令和5年度の取組】

- 国に対する期限内処理に向けた広報及び制度拡充等の要望 <継続>
- 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する届出の提出及び適正な保管に係る指導並びに立入検査の実施 <継続>

エ 電子マニフェスト等の導入促進 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、公共工事における電子マニフェストの利用促進を図るとともに、排出事業者への啓発を行う。

【令和5年度の取組】

- 京都市発注工事における電子マニフェストの利用の促進 <継続>
- 電子マニフェスト導入に向けた説明会等に関する情報提供 <継続>

オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、排出事業者等の電子マニフェストの利用促進を図るとともに、本市への届出等手続のオンライン化を推進する。

【令和5年度の取組】

- 産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の導入 <新規>

カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

産業廃棄物の排出量が少ない事業場に対し、一般廃棄物との分別、適正処理及びリサイクルを推進するための指導、啓発を行う。

【令和5年度の取組】

- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発 <継続> (再掲)
- 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の発行 (年3回発行) <継続>
- 少量排出事業場が多い業種を対象にした業種別リーフレットによる啓発 <新規>

(参考)「京都PVパネル循環プラットフォーム」(京都府主催)への参画 1-7

「京都PVパネル循環プラットフォーム」は、2030年代に想定される使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として京都府により設置され、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される。

本市としても、太陽光発電の普及を図っていくに当たり、同プラットフォームへの参画を通じて各関係者の動向や今後の見通しについて情報を収集し、関連事業者との意見交換を行う。

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) 1-1 1-2 1-3

ア さんばいチェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を啓発・支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図るための制度(さんばいチェック制度(注))を引き続き実施する。

令和5年度は、制度を改正し、継続的に取り組む事業場に対する新たな認定制度を導入するとともに、認定申請の対象を拡大して、より広範な事業者への継続的な取組の促進と適正処理の意識の浸透を図る。

注 制度改正に伴い、表記を変更する。

【令和5年度の取組】

- 継続的に取り組む事業場への新たな認定制度の導入 <改善>
- 認定申請の対象となるマニフェストの必要枚数の引下げ <改善>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (目標)
推進事業場認定申請 件数 (認定件数)	10 (10)	18 (15)	13 (13)	25

イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別、リデュースやリサイクル等に係る取組の良好事例を取材した動画を制作し、京都市公式 YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」で紹介する。

【令和5年度の取組】

- 良好事例の発掘、取材及び動画制作 (年2件程度) <継続>

(3) 排出事業者に対する情報提供等

ア 排出事業者等向け総合ポータルサイトの構築 <継続> 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

排出事業者が、廃棄物関係法令の改正や関連通知等の情報、適正処理やリサイクルに関する情報、講習会など排出事業者への支援施策に関する情報、産業廃棄物処理業者に関する情報などを容易に入手することができるポータルサイトを設置する (注)。

注 本事業の委託について、令和4年度に公募型プロポーザル方式により募集した結果、適切な企画案の提案がなかったため、令和5年度に再度募集するもの。

イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導や産廃チェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター等とも連携し、排出事業者に有益な情報を提供する。

【令和5年度の取組】

- 産廃チェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実 <継続>
- 冊子等を活用した指導・啓発の実施 <継続>

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック (令和4年11月改訂)
- ・ 事業系廃棄物の正しい出し方
- ・ 業種別 適正処理・3R推進リーフレット (京都府産業資源循環協会連携)
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット
- ・ いち、に、さんばい! (小中学生向け)

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 講習会、社内研修、「京都市政出前トーク」等への講師派遣 <継続>

2 産業廃棄物処理業者に対する取組

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）による適正な処理と良好な処理環境を確保するとともに、廃棄物処理の高度化、新たな処理技術の研究や開発、排出事業者への助言など、排出事業者と連携して循環型社会の形成に寄与する優良な処理業者の育成を図る。

ア 法令に基づく指導監督

【令和5年度の取組】

- 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査 <継続> 2-1
- 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分 <継続> 2-1
- 優良産廃処理業者認定制度の運用 <継続>

【産業廃棄物処理施設への立入検査】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末現在)	令和5年度 (計画)
中間処理・積替保管施設	42件/全86件 (延べ48回)	27件/全86件 (延べ31回)	33件/全86件 (延べ34回)	30件/全86件
自己処理施設	2件	1件	0件	2件
ダイオキシン類の行政検査	2件	2件	2件	2件
法に基づく定期検査	—	1件	1件	1件

イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け

許可申請・届出などの様々な機会を活用して、電子マニフェストの利用促進やBCP策定の推進などについて案内するとともに、処理業者に有益な情報や機会を提供する（（公社）京都府産業資源循環協会や（一社）京都府産業廃棄物3R支援センター、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター等が実施する研修会や補助金制度等の支援事業など）。

【令和5年度の取組】

- 処理業者を通じた排出事業者の電子マニフェストの導入促進 1-2 1-9
(参考：処分業者へのアンケート結果（令和4年度）)
 - ・電子マニフェスト登録事業者： 82%（37/45事業者）
 - ・電子マニフェストを4割以上利用している事業者
排出事業者単位： 4%（2/45事業者）
マニフェスト単位： 22%（10/45事業者）
 - ・利用が進まない理由：「排出事業者において導入が進んでない」との意見が多数
- 処理業者におけるBCPの策定の啓発 2-4
(参考：処分業者へのアンケート結果（令和4年度）)
 - ・BCP策定率： 13%（5/39事業者）
 - ・今後策定したいと回答した事業者： 65%（22/34事業者）
 - ・研修があれば参加したいと回答した事業者： 56%（22/39事業者）
 - ・策定が進まない理由：「策定に必要な知識がない」との意見が多数

(2) 処理業に関する環境整備

少量排出事業場における分別及びリサイクルを進めるため、効率的な収集運搬の在り方について、引き続き制度の検討を行う。

【令和5年度の取組】

- 相積み回収の検討 <継続> 1-6

3 市民に対する取組

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行う。

【令和5年度の取組】

- さんぱい施設見学会（エコツアー）の実施 <継続> 3-2
- （公社）京都府産業資源循環協会と連携した市民向け啓発 <継続> 3-2

	さんぱい施設見学会 （エコツアー）	（公社）京都府産業資源循環協会 と連携した市民向け啓発
令和元年度	3回 （7～8月。延べ87名参加）	環境フォーラムきょうと（中止）
令和2年度	（中止）	産廃クイズサイトの開設 （令和3年3月～）
令和3年度	（中止）	小中学生向け啓発動画の作成 （令和4年4月公開）
令和4年度	2回 （8月。オンライン開催。22組参加）	（排出事業者向け啓発を実施）
令和5年度 （計画）	2回 （実地・オンライン で各1回開催予定）	（検討中）

P C B 廃棄物に係る令和 4 年度以降の動向について

1 高濃度 P C B 廃棄物の処理状況

- ・ P C B 特別措置法^(注)による特例処分の期限日は令和 4 年 3 月末で終了。
- ・ 一方で、想定を上回る量の高濃度 P C B 廃棄物が発見されたため、環境省の要請を受け、各 J E S C O 処理施設立地自治体(東京を除く。)において 2 年間程度、受入期間を延長。

注 ポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、処理体制を速やかに整備し P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成 1 3 年 7 月に施行。平成 2 8 年 8 月には、期限内処理の義務付け等を追加した改正法が施行。

(1) トランス・コンデンサー等

- ・ 令和 3 年度までに本市が把握したものは、同年度中に全数処分済み。
- ・ 令和 4 年 1 2 月までに発見されたものは、年度内に処分を終える見通し。
- ・ 令和 5 年 1 月以降もコンデンサーが新たに数台確認されているが、保管事業者の協力を得て既に J E S C O と連携して機器登録等の手続を進めており、支障なく処理を進められる見通し。

(2) 蛍光灯安定器等

- ・ J E S C O 北九州 P C B 処理事業所における受入れが再開された令和 4 年 6 月以降、順次処分が進んでおり、令和 4 年度中に大半の処理を終える見通し。
- ・ 本市が令和 3 年 1 2 月末までに把握していた高濃度 P C B 廃棄物は、ほぼ全数を処分済み。
- ・ 令和 4 年 1 月以降に把握した高濃度 P C B 廃棄物については順次契約、処分が進んでいる。令和 5 年 1 月以降も蛍光灯安定器や小型コンデンサーが新たに数台確認されているが、保管事業者の協力を得られており、いずれも支障なく処理を進められる見通し。

◇ 京都市内に保管されている蛍光灯安定器等の状況(令和 4 年 1 2 月末時点)

	安定器	小型電気機器	ウエス等・その他汚染物
残数(kg)	907 (7,887)	0 (0)	0 (1,409)

※ 括弧内は、令和 4 年 6 月末時点の処理状況

2 今後の対応について

J E S C O の受入れが可能である期間内(蛍光灯安定器等は令和 5 年秋頃、コンデンサー等は令和 5 年度内と想定)は、自主処理を基本として、新規発見された高濃度 P C B 廃棄物を保管する事業者への指導を行っていく。

なお、行政代執行の要否の見極め等については、J E S C O の受入終了時期を注視しつつ、環境省や他自治体等の対応状況を踏まえながら対応していく。

産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の導入について

- 1 多量排出事業場の（特別管理）産業廃棄物処理計画書等の電子申請の開始
 多量排出事業場の（特別管理）産業廃棄物処理計画書・報告書*について、京都府・市町村共同電子申請システムを利用した受付を令和 5 年度から新たに開始。

【申請画面イメージ】



* 事業活動に伴い多量の（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、毎年 6 月 30 日までに、当該事業場に係る（特別管理）産業廃棄物の減量、その他その処理に関する計画を作成し、その計画の実施の状況について報告しなければならない（廃棄物処理法第 12 条第 9 項ほか）。

2 Kintone（キントーン）を利用した電子フォーム受付の試行実施

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書*について、サイボウズ株式会社のクラウドサービス「Kintone（キントーン）」等を利用した電子フォーム受付を令和 5 年度から試行実施。

【申請画面イメージ】



* 産業廃棄物を排出する事業者は、毎年 6 月 30 日までに、前年度 1 年間に交付した産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付等の状況を報告しなければならない（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項）。

産廃チェック制度の見直しについて

	現行	見直し（案）
名称	産廃処理・3R等優良事業場認定制度	さんばい適正処理・3R推進事業場認定制度 【改正の趣旨】 ・ 制度趣旨の明確化、親しみやすさの向上等
認定対象	1年間に交付するマニフェストが <u>24枚（回）</u> 以上 【課題】 ・ 比較的小規模な事業者への意識啓発。	1年間に交付するマニフェストが <u>12枚（回）</u> 以上 【改正の趣旨】 ・ 現行より小規模な事業者の取組意欲の喚起。
認定期間及び継続的に取り組む事業者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定期間：1年間 ・ 3年連続の認定を受けると優良事業場と認定し、以後の認定申請はできない。 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前向きに取り組んでいる事業者と継続的な関係性を持つことができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して取り組む事業者のために、認定回数に応じた上位の認定種別を創設（上位認定については、認定期間も長期化）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○（通常）認定（認定期間1年間） ↓（累積3回目以上） ○シルバー認定（認定期間2年間） ↓（連続3回以上） ○ゴールド認定（認定期間3年間）</p> </div> 【改正の趣旨】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して取り組む事業者の負担軽減。 ・ 事業者の継続的な取組の確保と、本市と事業者との持続的な関係性の構築。

<認定取得イメージ>

令和5年度に初めて認定を受ける事業者が最短で上位認定を取得する場合のイメージ

申請年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
申請回数と種別	①	②	③シルバー	シルバー	④シルバー	シルバー	⑤ゴールド	ゴールド	ゴールド

排出事業者向けポータルサイトのサイトマップ案

● 大分類（グローバルメニュー）

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
産業廃棄物に関する 基本的な情報	産業廃棄物に関する 申請・届出・報告など	もっと廃棄物を知る ためのコンテンツ	産廃処理業者検索	事業系廃棄物の 分類検索	よくあるQ A検索

● 中分類以下

(1) 産業廃棄物に関する基本的な情報

- 法令改正等のお知らせ
- 京都市からのお知らせ
- 廃棄物処理の基本的なルールの紹介
- パンフレット等のダウンロード

(2) 産業廃棄物に関する申請・届出・報告、様式など

排出事業者の方向け

- ・ マニフェストの関連
- ・ 多量排出事業所、大規模事業所の関連
- ・ 建設リサイクル法の関連
- ・ PCB廃棄物の関連
- ・ 保管用地、地下工作物その他の関連

処理業者の方向け

- ・ 産業廃棄物処理業の関連
- ・ 廃棄物処理施設の関連
- ・ 自動車リサイクル法の関連

(3) もっと廃棄物を知るためのコンテンツ

適正処理のための情報提供

- ・ セミナー・講習会，講師派遣の情報など
 - ・ 電子マニフェストの導入促進
 - ・ 「いち、に、さんぱい！」動画シリーズ
- 財政支援に関する情報提供

- ・ 補助金制度

3 R 推進のための情報提供

- ・ 産廃チェック制度
- ・ セミナー・講習会，講師派遣の情報など
- ・ 新素材のリサイクル情報
- ・ 「エコちゃんが行く！」動画シリーズ

(4) 産廃処理業者検索 ※ 検討中

(5) 事業系廃棄物の分類検索

(6) よくあるQ A検索

啓発用の冊子、リーフレット等

- 廃棄物の適正処理ガイドブック
(令和4年11月改訂)



- 事業系廃棄物の正しい出し方
(令和5年1月改訂)



- 焼却禁止の啓発チラシ



- 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット



- いち、に、さんぱい!
～いちから学ぶ身近な“さんぱい”～



補足資料 (制度、施策等の概要)

1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第12条第9項～第11項ほか

2 さんぱい適正処理・3R等推進事業場認定制度（さんぱいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理及び廃棄物の3R推進に向けた意識の向上を図るため、恒常的に産業廃棄物を排出する事業場に対してチェックシートを配布し自己チェックを支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

根拠 京都市産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己点検の推進等に関する要綱

【制度の概要】

- ① 本市が産業廃棄物の適正処理や3Rに係るチェックシートを配布し、各事業場が自己チェックを行う。
 - ② 本市が申請のあった事業場の審査を行い、優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。
- ※ 令和5年度から制度見直しの予定（概要については**別紙3**のとおり。）。)

3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあったき建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている3品目（木くず、コンリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物となるため、これを適正に処理しなければならないが、周辺の生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、残置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に残置することが認められる場合がある。

本市では、地下に工作物を残置しようとする工事業者からの届出を受け、残置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや残置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所であって、面積が300平方メートル以上の保管に供する用地で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

根拠 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理が行われている事例が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却が見られるなど、未解決の課題が残っているため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。

プラスチックの資源循環に係る本市の取組の体系図（令和5年度）

資料3

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の枠組み			本市の取組
段階	基本方針	具体的な内容	
設計・製造	プラスチック製品の環境配慮設計への転換	<p>プラスチック製品の製造の段階で、廃プラスチックの再資源化に資する環境配慮設計の採用を促進させる仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合する製品であることを認定する仕組みを創設 ◇ 認定製品を国が率先して調達するとともに（グリーン購入法上の配慮）、製造における再生材の利用に係る設備の導入を支援 	<p>◆ 廃プラスチック類を多く排出する事業場に対する立入指導の実施</p>
販売・提供	ワンウェイプラスチックの使用の合理化	<p>コンビニ等での消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるワンウェイプラスチック製品（スプーン、フォーク等）を削減するため、提供事業者（小売、サービス事業者等）に対し、消費者へのポイント還元や代替素材への転換など使用の合理化を求める措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定 ◇ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者に対する勧告、公表、命令の措置 	<p>◆ 使い捨てプラスチックの削減 （しまつのこころ条例に基づく取組の継続）</p> <p>◆ マイボトルの利用促進 （市内各所への給水機等の設置、マイボトル対応店舗の広報等サポート）</p>
排出・回収・リサイクル	廃プラスチックの分別収集、自主回収、再資源化	<p>市区町村の分別収集・再商品化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村が実施するプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用した再商品化 	<p>◆ プラスチック製品の分別回収の実施</p>
		<p>製造・販売事業者等による自主回収、再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 使用済みプラスチックの回収について、製造事業者等の計画を国が認定することで、廃棄物処理法上の処理業の許可を不要とする特例を創設 	<p>◆ 「地方創生包括連携協定」に基づく市内のセブン・イレブン店舗へのペットボトル回収機の設置</p>
		<p>排出事業者の排出抑制・再資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 排出事業者が取り組むべき排出抑制や再資源化などの基準を策定 ◇ プラスチックを多く排出する事業者に対する主務大臣による指導、助言、勧告、公表、命令の措置 ◇ 再資源化について、排出事業者等の計画を国が認定することで、廃棄物処理法上の処理業の許可を不要とする特例を創設 	<p>◆ 廃プラスチック類を多く排出する事業場に対する立入指導の実施</p> <p>◆ 廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた指導及び啓発</p> <p>◆ プラスチック資源循環シートを活用したさんばいチェック制度の普及・啓発</p> <p>◆ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介</p> <p>◆ 排出事業者向け総合ポータルサイトの構築</p> <p>◆ 本市の啓発物品におけるプラスチック製品の削減</p>